

## 【新刊】訴訟提起時のつまずきを防げ！『判例法理から読み解く裁判実務 訴訟要件・訴権濫用』発刊！

訴えが門前払いとなるのか、実体判断に進むのか、法律実務家の最も気になる点を詳説！

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社（所在地：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥）が、『判例法理から読み解く裁判実務 訴訟要件・訴権濫用』を、2023年7月4日に発売しました。



商品紹介ページはこちら

[https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104687.html?utm\\_source=prtimes](https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104687.html?utm_source=prtimes)

amazonでの購入はこちら

<https://www.amazon.co.jp/dp/4474075889>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17502355/>

弁護士にとって、裁判において「訴訟要件を欠く」「訴権の濫用」と判断され訴えが退けられることは、なんとしても避けたい事態です。しかしながらその判断基準は裁判官に委ねられており、その内容を把握しようとする、膨大な判例調査が必要となってしまいます。

本書はそんな「訴訟要件」「訴権の濫用」について、これまでの判例を体系的・網羅的に集約。現役の裁判官が解説しているため、裁判所の実務における判断やその基準といった弁護士が最も知りたいポイントをおさえ、事案を的確な審理に導きます。

訴訟の強い味方となる本書を、この機会にぜひご検討ください。

【本商品の特長】

1. 訴訟の入口要件（訴えの適格、訴えの利益、当事者適格、訴権の濫用）に関する論点を集約・整理！
2. 現役裁判官が裁判実務での判断傾向を解説！裁判所の「判断基準」を正確に理解し、訴えを本案審理に繋げる！
3. 「訴訟要件・訴権濫用」をめぐる判例・学説を体系的・網羅的に集約・解説！

#### 第1 2 判例の整理（3つの要件）

#### 第2 1 権利義務ないし法律関係の存否に関するものであること

## 第2 具体的な権利義務ないし法律関係についての紛争 であること（要件①）

裁判所法3条にいう「法律上の争訟」は、「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること」が要件の1つとされ、この要件をさらに細かく分析すれば、①当事者間に具体的な紛争が存在すること、②それは、権利義務ないし法律関係の存否に関するものであることの2つの要素に分けることができるとされる（福岡右武・最判解説平成3年度247頁）。以下、上記②、上記①の順に、関係する最高裁判例を整理する。

### 1 権利義務ないし法律関係の存否に関するものであること

単なる事実の存否の確認を求めることは、証書真否確認の訴え（民訴法134条）を除き、許されない（確認の訴えの確認対象の選択の適否（第3編第3章第3）の項（215頁）で詳論）。

また、(4)の宝塚市パチンコ店規制訴訟では、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、自己の権利利益の保護救済を目的とするものということではできないため、法律上の

## 第5 家事事件との関係

### 1 緒論

家庭裁判所は、家事事件手続法（以下「家事法」という。）で定める審判及び調停のほか、人事訴訟法で定める人事訴訟事件の第一審、少年法で定める少年の保護事件の審判及びその他の法律において定める権限を有する（裁判所法31条の3）。

以下では、このうち、家事法の定める審判事件（以下「家事審判事件」といい、家事法の定める調停事件と併せて「家事事件」という。）を中心に取り上げ、家事法に定める家事事件の手続（以下「家事事件手続」という。）の概要に簡単に触れた上で（後記2）、家事事件手続と民事訴訟手続とが交錯するいくつかの場面を概観することを通じて、家庭裁判所の側から見た民事訴訟事項の外延の一端を素描することとしたい（後記3ないし5）。

### 2 家事事件手続の概要

家事事件は、当事者の実体的権利義務の存否そのものを確定することを目的とするものではなく、当事者が一定の実体的権利義務を有することを前提

## 【目次】

序 本書の意義と構成

第1編 訴訟要件・総論

第2編 訴訟要件・各論(1)—訴えの適格

第1章 総論／第2章 法律上の争訟／第3章 民事訴訟事項

第3編 訴訟要件・各論(2)—訴えの利益

第1章 総論／第2章 給付の訴え／第3章 確認の訴え／第4章 形成の訴え

第4編 訴訟要件・各論(3)―当事者適格

第1章 総論／第2章 当事者適格が問題となる訴訟類型／第3章 第三者による訴訟担当

第4章 固有必要的共同訴訟／第5章 権利能力なき社団に関する訴訟

第5編 訴権の濫用

**【商品概要】**

『判例法理から読み解く裁判実務 訴訟要件・訴権濫用』

[監修] 滝澤孝臣

[編著] 多々良周作、瀧澤孝太郎

・ 定価：7,040円(本体：6,400円＋税10%)

・ ページ数：528頁

・ 版型：A5判

商品紹介ページはこちら

[https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104687.html?utm\\_source=prtimes](https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104687.html?utm_source=prtimes)

amazonでの購入はこちら

<https://www.amazon.co.jp/dp/4474075889>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17502355/>

**◆シリーズ書籍も好評発売中！**

『判例法理から読み解く裁判実務 相殺』

[https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/103799.html?utm\\_source=prtimes](https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/103799.html?utm_source=prtimes)

『判例法理から読み解く裁判実務 取締役の責任』

[https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104466.html?utm\\_source=prtimes](https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104466.html?utm_source=prtimes)

発売元：第一法規株式会社

<https://www.daiichihoki.co.jp>

---

当プレスリリースURL

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000564.000059164.html>

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

[https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company\\_id/59164](https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/59164)

---

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社

販売促進第一部

lawyer\_support@daiichihoki.com